『芸術の自由マニュアル/芸術の検閲マニュアル』

日本語版 発行記念対談

第3回 志田陽子 × 亀石倫子

2021年1月23日 ZOOMにて実施司会: 荻野幸太郎 (NPO うぐいすリボン)

はじめに

荻野 去年(2020年)の8月に、うぐいすリボン出版局から、全米反検閲連盟『芸術の自由マニュアル/芸術の検閲マニュアル』の日本語版を発行したことを記念して、監修・監訳の志田陽子さん(憲法学者/武蔵野美術大学教授)と、芸術に関わるいろいろな立場の方との対談をセッティングしているわけですが、第3回目となりました。

今回は、弁護士の亀石倫子さんをゲストにお迎えしております。亀石さんは、深夜の営業が風俗営業法違反に問われたダンスクラブ経営者の弁護や、刺青が医師法違反に問われた彫師の弁護などを担当されていらっしゃいました。最高裁判所でいずれも無罪判決が出て、大きく報道されたことをご記憶の方も多いのではないかと思います。本日は、志田さんと亀石さんに、社会の中の法律家という視点から、芸術の自由、芸術の検閲について語って頂こうと思っております。それでは、どうぞ、よろしくお願いいたします。

1.実務家から見た『芸術の自由マニュアル/芸術の検閲マニュアル』

荻野:亀石先生、『芸術の自由マニュアル/芸術の検閲マニュアル』をご覧になっての感想 からお話しいただいてもよろしいでしょうか。

亀石:まず、めちゃくちゃ面白かったです。「芸術の自由」のマニュアルのほうは、まさに 私たちが憲法上の権利を守るためにチームを作って訴訟で戦っていくときに、実践してい ることが書かれていました。例えば、「災いを転じて味方にしよう」「仲間を集めてやってい く」「世論の力を味方につけることを忘れずに」といったようなメッセージですよね。私た ちも憲法訴訟をやるときに、支援者やメディア、学者の先生を巻き込んで、大きなチームと して戦うようにしています。クラウドファンディングで裁判費用の寄付を集めることで、 「世論を味方につけよう」と試みたり。

タトゥーの彫り師が医師法違反に問われた刑事裁判では、「検閲」のマニュアルに書かれていることがぴったりくるんです。今の日本社会ではタトゥーに対して不快感を持たれる方が多く、当初はバッシングも多かったですし、一審で有罪になった時なんかにも、社会の対応が冷たかったんですけど、そういう逆境を乗り越えて戦ったところがあるんですね。そういう戦い方がわかりやすく示されている感じがしました。検閲しようとする人は、自分が正しい、自分の言っていることが正義であると思っていたりするじゃないですか。たしかに、それは一見正しそうに思えることがある。なぜそうなのかが、このマニュアルを見ると理解できる。「タブーを創り出そう」とか、「お財布を握ろう」とかもそう。何らかの権益、利権と戦わなければならなかったり、不快感の誘発であったり、「子どもを味方につけよう」であるとか。彫り師さんの事件は、憲法上の職業の自由が問題になった裁判でもあったのですが、社会にあるネガティブの感情と戦っていきたいという気持ちで取り組んでいたので、そこがわかりやすく書かれていて、めちゃくちゃ面白かったです。たくさんの人に見てもらいたいなと思いました。

荻野: そうですよね。 まさに亀石さんがやってきたことを彷彿とさせることが多いですよね。

志田:今の亀石先生の感想は、実務をやってらっしゃる方ならではだなと思います。というのは、私たち研究者はついつい判例研究が中心となるので、裁判でどういう理論になったかに先に行ってしまうんですよね。でも、このマニュアルを読むと「裁判は最後の手段」と書かれていて、これは納得すると同時にはっとさせられるわけです。それ以前にこれだけの対応方法があって、それを尽くしていくことの方が実践的だということが語られているのは、法律をやっている人間として、啓発されたところが大きいんですね。それが実務家の先生から見たとき、まさに実務でやっている裁判「以前」のステップと合致しているんだと言っていただけたことがすごく心強いと思います。

亀石: やはり私たち弁護士は生の事実から出発するじゃないですか。世の中にタトゥーに対するタブーであったり、忌避感がある。メディアもこの事件を報道することに最初は及び腰だったんですよね。ほかのメディアの様子をうかがっている感じがあった。

そういう中で、一審の判決が有罪だった。噂に聞くところによると、その一審の裁判長がすごく入れ墨が嫌いらしくて。そういう「感情論」が先に立って、結論ありきの、説得力のない判決だったんですよ。そういう「ネガティブな空気」と戦っていくために、私たちは、彫り師さんを取り巻くいろんな生の事実をたくさん集めました。職業の歴史や、海外でタトゥーというものがどのように扱われ、どのような法整備がなされているのかとか。タトゥーを入れている人たちにも、どういう理由でなぜそのモチーフをその場所に入れたのかということを聴き取りして。そこにはすごく強い想い、信念があるんですね。そうした生の事実

を集めていくなかで、私たちは彫り師の「表現の自由」についても主張する必要があると考えました。まず生の事実があって、それを立証するために、「表現の自由」を主張する。理屈だけが浮いているのではなく、すべて「事実」からスタートしている。だから、このマニュアルを読んだときに、まさにこういうことを実践していたんだなという感じがしました。

志田:実務をやっている方からそういっていただけると心強いです。このマニュアルは、美術関係の方からすると、「かなり初歩的でおおざっぱだ」という辛口の意見もあるにはあるんです。私みたいな法律畑の人間から見たときのほうが、学ぶところが素朴に大きいのかなと。トラブルがあった時に、物事をこうやって動かしていくのが、むしろ実際的なんだというところをすごくポジティブに捉えることができたので、亀石先生も同じような感想を持っていただけたのはすごくうれしいです。

亀石:私は難しすぎないところがいいなと思っています。直感でわかる。例示も端的でわかりやすく、表現の自由とそれを抑制しようとする力という両面をよく理解できて、すごくいいなと思いました。

志田:ありがとうございます。多分、亀石先生と私は共通して法律畑の者だから、法律をやっている人間は自然と「どこが争点か、どこが戦うべきポイントか」というのが押さえられたら、割と「安心する」。争点ポイントが見つからないときに、「さて、これ取り組めるのかな」という不安が出てくるんですよね。争点がわかると、取り組むことができるという手ごたえを、勝ち負けは別として掴める。特に検閲マニュアルの方は「何と戦わなければならないか」を示してくれているんですよ。それは法律家的な頭で行くと、「なるほど。争点はここか」という感覚で読めるので、私なんかは検閲マニュアルの皮肉っぽいところが、とても読んでいてよかった。

亀石:わかります。言葉はおかしいんですけど、本当に面白いですよね。皮肉なところが。

志田:そうですよね。取り組みどころがみえるように書いてもらっていて。

亀石:そうですね。Twitter なんかを見ているとわかりますが、ある表現に対して不快に思う人たちの声ってすごく大きくなるんですよね。それは一見「正しそう」だから大きくなるし、どんどん力が強くなっていくのは、自分が正しい・正義であると信じているからなんだけれども、検閲のマニュアルを読むと、表現の自由を押さえつけようとする強いパワーというのはこういう理屈に基づいているということがわかる。私自身も Twitter のいろんな言論を見ていると、正しいのかなと思いそうになるときがある。でも、そういうときにだいたい山口貴士先生が「正しい」ことを言ってくれて(笑)。私は山口先生がどう考えるのかとい

うことを注意してみています。

志田:「表現の自由」を論じるって、腹を決めて、「いい人にならない」という覚悟が必要な ときがありますね。

亀石:本当にそうですよね。世の中のほとんどの人がそういう大きな声を出しているときに 毅然として表現の自由を守る立場に立つのは、そのような「空気」の中ではなかなか難しか ったり、自信がなかったりする。山口先生は毅然と発信をしてくださるので、「よかった。 山口先生もそう言っている」という安心感につながっています。

荻野:ニューヨークで、このマニュアルの著者のスベトラーナ・ミンチェバさんと、私、それから日本語版のもう一人の監訳者である弁護士(日本/カリフォルニア州)の山口貴士さんとでお話をした時に、スベトラーナさんがおっしゃっていたのが、以前なら誰もが賛同していた「表現の自由」について、最近はみんな空気を読んで口をつぐむようになってしまったということなんですね。表現の自由について語ることには、それと対立する利害を持つ人たちを傷つけてしまうというプレッシャーがあって、激しい議論が起きているような局面でも怯まずに発言をできる人は、かなり限られてきてしまった、と。山口さんというのは、たぶんそういった火中の栗を拾う役割を、ある種の義務感や、あるいは性格で続けられる非常に稀有な人だというのは間違いないんだろうなと思います。

亀石:すごく心強い存在ですね。

荻野:マニュアルの翻訳をしながら、志田先生と山口先生と私とで何度も会議を重ねたんですが、非常にエキサイティングでした。内容の解釈や、訳し方をめぐって、けっこう深い部分のところで、色々と見解や哲学の違いも出てきて、時に激しく議論しながら作業を進めました。

志田:翻訳の会議のことで言えば、実はその本に出てくる「検閲=censorship」という言葉についてはなんと訳そうかということで、相当に議論を重ねたんですよ。というのは、日本国憲法 21 条 2 項前段の「検閲」とは明らかに言葉の意味・観念が違っていて、山口先生の案では、「表現規制」と言ってしまってもいいのではないかということでした。確かにその通りなんですよね。で、最終的には、その「概念のズレ」を「これだけズレていますよ」ということを問いかけるという意味で、あえて「検閲」と直訳しました。つまり、海外では美術などに対する「検閲」はこういう議論まで含むんですというふうに問いかけをするべきではないかということで、あえてズレを承知で直訳をしたということです。そこに相当な議論を重ねたという経緯があったんですよね。

亀石:なるほど。志田先生が巻頭に書かれていた通り、広い意味で「表現を委縮させる力」 というのが、いたるところで起きていますよね。それをあえて「検閲」という言葉で表現し ていることを理解したうえで読みましたので、問題ないと思いました。

志田:さまざまな社会問題の場面で、被害者は確かに存在すると思うし、これをなくしていこうという問題意識は大切なものですが、こちらの議論はその問題意識を否定しているんじゃなくて、その問題意識を政策なり裁判理論に活かすときにどの理論を採用するかについて議論をしている。その場合、本来巻き込まれるべきではない自由な表現にまで規制が及ぶ「過剰包摂」になってしまってはいけないから慎重にしなければならない。「慎重に」という言葉を出すと途端に嫌われてしまうというのも、日本語として妙な文脈がセットになってしまいましたね。

亀石先生も私も女性なので、議論抜きに「女同士だから主張も心情も同じはず」という括 りになってしまうと、議論の積み重ねによる進展ができなくなっていくので、そこは用心し ていますね。気の合いそうな人と話す時ほど、そこを意識します。今がまさにそうなんです けれども (笑)。

おそらく、「バランス」という言葉もものすごく嫌われる言葉になってしまっているんだ と思うんです。私は、法律家がバランスという発想を失ってしまっては終わりだと思ってい ます。つまり具体的な問題でも、法政策論でも、最後は必ず利益衡量をやらなきゃいけない。 とくに法政策の場合には「巻き込まれて」言論の自由がふさがれてしまう人が出てくる場合 があるので、その「社会全体とのバランス」を言わざるをえない。「表現の自由」論をやっ ている人間が、被害者に寄り添いきれない「冷たい人」に見えてしまうのはここですね。 多分、これは芸術の自由の土俵にもそのまま延長されてしまうような議論です。「美術館の あの展示がけしからん | という話とか。特に女性の裸体や性的な表象に対する問題視が、批 判的議論を超えて、中止や撤去を求める、つまり表象自体を排除する方向へ向かいがちなの は気になっています。 会田誠展へのバッシングとか。 それぞれに対して不快に思う人はいる だろうとは思います。それについてそれなりのデュープロセスが必要であるという議論は 必要だし、ルールとして確立していくべきだとも思っています。けれども、それ以前に、生 理的に嫌いな人がいるからその人の感受性に寄り添わないといけないと言って、一足飛び に言論自体を塞ごうとする主張が出てきたときに、どうするか。そこは平等論とか人格権と かを一応やっている私としては板挟みにあってしまうんですよね。 この板挟みの中で、 どう 理屈を考えていくかということをやっていかなければいけない立場なんだけれども、やは り平等違反も人格権侵害も表現の自由の支えがないとそもそも問題化できない、声を上げ ることができない局面はたくさんあるので、表現の自由を悪だと思ってしまっては元も子 もない。そこはおそらく亀石先生が取り組んでおられる問題と通じる点を探る話ができそ うだなという気はしているんです。

亀石:誰も不快にならないような社会を目指しているのかなと感じてしまう。誰かが不快になりそうなものをどんどん見えなくして、真っ白に漂白した社会を作りたいんですかと。私はそういうのが嫌いなんですよね。生々しい人間の生きる社会に不快なものとか汚いものはあって当たり前で、それらを排除して真っ白に漂白しようとする最近の社会の流れに抵抗したい気持ちがあります。

本当に志田先生のおっしゃる通り、こっちは理屈で話しているんだけれど、相手は感情だからどこまで行ってもかみ合わないですよね。不快というものを超えた「被害感情」ということになるんだろうけれども。

2.手続的正義への逆風の時代

荻野:確かに、最近の色々な議論を見ていると、手続的正義への逆風が強まっているように 感じることがありますよね。人権とか民主主義といったテーマに熱心な人たちほど、表現の 自由は嫌いだし、適正手続き保障も嫌いという風潮が高まってきたようにも見えます。これ は、どうしてなのでしょうか。

志田: それほど日本が今平和だという証拠かもしれないんですよね。命や身柄の危険を自分事として感じるような社会では、SOS が出せる表現の自由とか、法の適正手続は誰にとっても真剣に大事だと感じるはずなんだけど、そういう酷い社会ではない、という意味で。今の日本では、法のディスコースと民主政治プロセスの中で支持を得るためのディスコースは決定的に違ってしまう。それらは違って当然と思わなければいけないと思っています。人気のない表現の自由と適正手続きも、法律家がこれを投げ捨てたらおしまいなんですよね。だけど、人気を得るには、適正手続きは「悪者」を捕まえるのには邪魔だと言ったほうがいい。適正手続きなんてのんきなことを言っていては人気を失ってしまう。

私も実は学生時代は刑法が好きで、刑法と刑事訴訟法から入ったけれども、それでは就職口はまずないと思って憲法に進路を変えたんですよ。だからデュープロセスが命であるということが私の中ではものすごく深く根付いているんですよね。しかし、この思考でものを語ると、とにかく、「被害者に寄り添っていない」と言われる。「総論賛成しておいて、結局手続き論で無効化・中抜きしてしまうじゃないか」ということで、デュープロセス思考できっちりやろうと言うと嫌がられることは多いですね。よく考えたら、これはアメリカでダーティーハリーシリーズがヒットしたり、日本でも刑事ドラマでもあえて適正手続きから外れる「はみ出し者刑事」が人気あるじゃないですか。これがガス抜きになるので、みんなそういう刑事さんが好きなんですよ。適正手続きを守れと言う上司に対して、「守ってられるか!」と反発してぶっぱなしちゃう刑事がエンターテイメントとして人気があるんですね。

ポピュリズム的なディスコースの中では、そちらに重きが置かれてしまう。これはちょっと 怖いことです。

亀石:私が過去に担当した GPS 捜査に関する裁判も適正手続きの話じゃないですか。あれ も最初バッシングがすごかったんですよ。社会の治安を守るためには、犯罪者に GPS つけ て監視でもしない限り、安心して暮らせないとみんなは思うわけで、実際に事件の被害者も いる。私たち弁護団は、「悪い奴らの味方」としか見なされず、最初のころは訴訟の意義が ほとんど理解されていなかった印象です。「適正手続きなんて言っていたら私たちが安心し て暮らせないし、 自分はまじめに生きているから監視されても構わない | と言う人もいて。 だけど、裁判で「違法 | という判断が出ると、世論は手のひら返しのように突然変わる。「警 察もやりすぎだよね」という雰囲気になりました。だから、私は「雰囲気」や「空気」をも ともと信用していないところがあるんです。ただ、この表現の自由マニュアルの中に書いて ある「世論を味方につける | ということが必要な場面もありますよね。 例えばタトゥー裁判 では、何とか訴訟費用を集めないと控訴審で十分な立証ができないと思って、一審で有罪判 決を受けた後にクラウドファンディングをやりました。その時、「何が本質的な問題なのか をわかってもらうにはどうしたらいいか | をすごく考えたんですね。 結果、 クラウドファン ディングのページにタトゥーの写真を一枚も載せなかった。というのも、私たちはこの裁判 で、「タトゥーはすばらしいものだ」とか、「タトゥーには芸術性があるんだ」ということを 認めてほしいわけではなく、ある日突然自分の職業が犯罪とされることの理不尽さを訴え たかった。そこが問題の本質です。そこが伝わるように、掲載する文章や写真に気をつけた んですよね。そうすると、応援してくれる人のコメントの中に、「自分はタトゥーが嫌いだ し、彫り師さんがいなくなっても困らないけれども、こういうやり方はおかしいと思うから 応援します」といったような内容が並び、きちんと伝わったと感じました。「分かってもら えなくても闘わなくてはならない」という気持ちがある一方で、分かってもらうためにどう いう工夫をしなくてはいけないか考えることも、大事だと思うんですよね。

志田: それはすごく勉強になりますね。実を言うと、私自身が美術大学に勤めているものですから、将来タトゥーのデザイナーになりたいという学生も本当にいるんですよ。海外のタトゥーアートコンテストを見てきて、その分野に芸術としてポジティブな関心を持っている学生は実際にいるんですよね。その関心から裁判を見ていた学生も、私も、亀石さんのその戦略には気づいていませんでした。「タトゥーは本来芸術として肯定されていいはずのものなのに、それが理不尽な扱いを受けているというところからのアプローチがない。美大だったら違う議論をしたのにね」という学生のレポートがあったんですよね。ところが、実は社会の同意を取り付けるためにはあえてポジティブにアートだということを抑えたんだということには目からうろこでした。

亀石:あえてそこは抑えていたわけなんですけど、裁判の中ではその点についてしっかり主張していました。この裁判は、憲法論的には主に職業の自由が問題になるんですけど、生の事実を知ると、先生がおっしゃるように、タトゥーはアートだし、彫師さんたちは職人であると同時にアーティストだということを実感したんですよね。自分にしか描けないものを描けるようになるための訓練を時間をかけてやってこられていて、私は本当に「アーティスト」として彫師さんたちを尊敬したんです。このことを知ってもらうには、職業の自由だけでは足りないと思って、この裁判の中では表現の自由の主張もしています。ところが一審は、「弁護人は入れ墨を他人の体に彫ることも表現の自由として保障される旨主張するが、入れ墨の危険性に鑑みればこれが当然に憲法 21 条 1 項に保障された権利であるとは認められない」と判断したんです。この 3 行。私は非常に腹が立ったんですよ。表現の自由が保障されたうえで公共の福祉による制約を受ける、と言うならまだしも、「保障されない」と言うんですよね。「ふざけんじゃねぇ!」って感じでした。

志田:最初からカテゴリカルに表現の自由の保障の外にあると言い切ってしまったわけですね。それを言われてしまうと、利益衡量も公共の福祉論も出る幕がなくなってしまう。そこの議論をすっ飛ばしてしまったわけですね。

亀石:「彫師の表現の自由とは認められない」と言った後に「もっとも、被施術者側からみれば入れ墨の中にはそれを通じて、思想・感情等を表現していると評価できるものもあり、その範囲では表現の自由として保障されうる。」つまり、タトゥーを入れるお客さんには表現の自由がある、と言って、医師法 17 条が 21 条 1 項で保障される被施術者の表現の自由を制約することになるから念のため検討するというんですね。でも、結局、公共の福祉のための必要かつ合理的な制限に服し、入れ墨は危険だから合理的な規制である、と簡単に主張を排斥したわけなんですね。この判示には、第一に彫師さんの表現の自由を保障の範囲外だと言ったことに対してすごく怒りを感じたのと、彫師さんの表現の自由と彫られる人の表現の自由を分けて考えることも明らかにおかしいと思いました。なぜ一審判決後にクラウドファンディングで訴訟費用を募ったかといえば、このくだりに激怒して、この点も含めて全力で反論したかったということがあります。

アメリカでは、彫師さんに特化したライセンスがあるので、職業の自由はあまり問題にならない代わりに、ゾーニングの規制を受ける際に、彫師の表現の自由が主張されるんですよ。20年前くらい前は、アメリカでも彫師の表現の自由とお客さんの表現の自由を分けて考えるというのがあったんだけれど、近年は変わってきています。最近の連邦高等裁判所の2つの判例は、彫師にも表現の自由が保障されているということを言っているんですね。そういったアメリカの裁判例を翻訳して、控訴審の証拠として採用されました。

志田:京都大学の曽我部真裕先生が意見書を出しておられましたが、それはその段階で?

亀石:はい。一審では曽我部先生にご相談はしていたものの、当初は意見書まではお願いしていなかったんです。だけど、クラウドファンディングで訴訟費用が集まったおかげで、控訴審では曽我部先生の意見書を証拠として請求することができたという形です。高裁の判決や最高裁の決定では、表現の自由について触れられてはいませんが、ここは大事だと思うんですよね。彫師は、もし人の皮膚の上に彫ることができなくなったら、明日から紙に描くというわけにはいかなくて、自分の表現の仕方というものが完全に奪われてしまうことになるわけですから。

志田:あのタトゥー裁判は判決が出て、一躍有名になりましたが、その途中のお話は大変勉強になりました。当事者の実感に歩み寄れば、その表現のポジティブな価値を訴えたくなると思うんです。ただ、これはこれだけ価値があるんだという議論をしたら、みんな自分の表現は価値があると思っているので、結局は主観に過ぎないと全員切って落とされるという怖さはあるにはあるんですよね。それに対して、受けた害や不利益に着眼した攻防は法律論・憲法論ならではのものだと思うんです。たとえば「あいちトリエンナーレ」問題で言えば、その問題で敵意を受けて中止まで追い込まれた「表現の不自由展」の方々にとっては、「これだけ価値のある企画をしたのになぜ?」という気持ちが強かったと思うんです。私もそれは共感する。ただ、法の議論として出すときに、「こんなに価値があるものを否定するなんて」というのは論理としてはちょっと採れないわけですよ。国家が表現内容の価値に格付けをしないで自由を保障するというのが、「表現の自由」の肝なので。価値には関係なく、何らかの表現の流通の遮断ということをやったときに「検閲」その他の憲法問題が出てくる。そこのところの議論の組み方については法律論と表現者本人の想いがどうしても食い違うけれども、これは宿命でしかたがないのだろうなということは感じていたんですね。

ところで、社会にクラウドファンディングで訴える時に採った亀石さんの戦略というのは、アーティストとしての彫師さん本人は快く納得してくれたんでしょうか?

亀石:はい。被告人本人がクラウドファンディングを立ち上げた実行者になっているんです。 というのは弁護士がクラウドファンディングで訴訟費用を集める試みが日本で初めてのこ とだったので、弁護士倫理上の問題が出てきてしまうのではないかというような懸念が、そ の時はあったんですね。そこで、彫師さんとも話し合って、ご自身が納得されてプロジェク トを立ち上げてくださいました。

今、志田先生のお話をきいていて思ったのは、「素晴らしいアートである」と主張した場合に、じゃあものすごく下手で、アートと言えないようなものだったら保障されないのかという話にもなりかねないですよね。それと、難しかったのは、たとえば反社会的勢力の人たちが入れる入れ墨とファッションとしてのタトゥーを区別して、前者はダメで後者は良いというようにできるのか、という問題。形式的には区別ができないわけですよね。だから、

そうした主観で左右されかねないアートとしての価値とか、どのタトゥーならよくてどの タトゥーならだめという話にならないように気をつけていました。

志田:社会文脈をどこまで入れ込むか、切り離すかというのは、気を使う問題なんだろうと思います。大阪市の公務員に入れ墨をしているかどうかを自己申告させることがありました。しかし、入れ墨を入れているということと反社会的な行為を行っているかということは全く別の話なので、反社会的な行為はそれとして取り締まらなければならない。でも、入れ墨を入れている人が、「俺はそういうことから足を洗ったけど、背中に背負っているこれは芸術だと思っているんだよ」と、銭湯なんかで自慢なんかしたりしていたら、こういうのは自己表現として尊重されるべきものであるわけですよね。ところが、社会文脈のほうでみる人は日本でこのタイプの入れ墨を入れている人なら悪いことをしているに違いないという連想が強烈に働いてしまう。その連想に寄り添うか寄り添わないかというところで、法の理論では「寄り添わない」というのが、亀石さんが明確に立てたい理論だったということですね。

亀石:そうですね。例えば、私たちは理屈でものを言う。しかし、感情で考える人もいる。 そこがいつまでも平行線になってしまうという状況がある中で、どっちでもない人もいて、 そういう人たちに対して問題提起をして納得してもらうにはこちらも伝え方の工夫が必要 かなと考えたんです。

志田:わかります。普通の人が当然に「A なら B だよね」というふうにセットに考えていることを、「いやいや、A と B は一回切り離して、A は必ずしも B ではないと考えるべきだ」と「切り離し」をする。その切り離しを不愉快に思う人もいるし、よくぞ言ってくれたと気持ちよく思う人間もいて。法律論は「切り離し」型でいかなければいけないんですよね。それで、A と B を切り離したうえで、たとえば「A を防ぐためには必ず B という規制をしないといけないのか」ということを論じないといけないと。憲法論で言えば、規制の目的手段論に対応すると思うんだけど、ある害悪を防ぎたいというときに、「入れ墨を入れている人は必ず反社会的行為をする」という思い込みで「反社会的な行為を防ぎたいから入れ墨を排除する」というとき、この A と B は必ずしもつながっていないですよということで、いったん断ち切って、必要な議論を整理しなおす必要があり、そこでは法律畑の議論の立て方は役に立つことが多々あると思います。これはポピュリズム的な感情や文脈依存型の言説の中では嫌われる思考だけれど、法律論はここが肝だと思うんですよ。

亀石: そうですね。私たちが裁判所に対して主張をするのと同じ言葉で社会に対してものを 言ってしまうと、ちょっと突き放したような言い方になってしまうときがあって、なんてい うかな、「翻訳」じゃないですけれども、社会に対して訴える際の「言い方」を考えるよう になったんですね。それはメディアを巻き込んだり、世論を巻き込んでいこうとするときにはすごく必要な視点だなと思うようになったんです。例えば、アメリカの裁判例を控訴審で証拠にしたという話をしたんですけど、アメリカの判決はすごく心に響く言葉を使っていて、「ほかのビジュアルアートの政策と異なり、確かにタトゥーの政策には健康被害や安全性の配慮を必要とする。しかしこのことは表現に対する規制を正当化する理由にはなりえても、憲法上保障されるべき表現か否かという点には関係がない。タトゥーを彫る過程と彫りあがったタトゥーを分けて前者を表現でないというのは、ピカソから筆とキャンバスを、ベートーベンの楽曲からその演奏を切り離して論じるのと同じである。独立宣言がペンとインクなしには書けなかったように、タトゥーはそれを彫る過程なくしてはできあがらないのであり、創作過程とできあがった作品は不可分一体の表現としてとらえなければならない」(Anderson v. City of Hermosa Beach)と。人の心に届く「言葉」を使うということは、すごく大事だなと思いましたね。

志田: そのアメリカの判決の言葉は心強いですね。切り離すべき社会文脈の話と、切り離せない表現プロセスの話と。

3.大学講義での「現代芸術」や「性犯罪」の取扱い

荻野:2020年は、大学における現代芸術、特に性表現を含む芸術作品の扱いが問題になったという報道が続けてありました。実はこれらは氷山の一角で、学生からのアンケートで問題だと指摘をされたり、あるいは大学上層部がクレームがあるかもしれないと先回りをしたりといった形で、大学の講義が中止となったというケースなどもあったようです。こうした問題について、どう考えていくべきでしょうか。

亀石:ある表現に対して誰かが不快を超えた思いをされたとして、その「不快」に共感しが ちな社会になっていると思うんですよね。そういう世の中でどのように表現の自由や研究 発表の自由というのを守ることができるか。伝え方が難しいと感じます。志田先生はどう思 われますか。

志田: そうですね。不快に思う人と価値を感じる人が両方ありうるということを考えたときに、「これはこれだけの価値があるんだ」という議論はやはり不利ですね。論証不能な「価値の迷路」に入ってしまう恐れがあるからです。亀石先生がタトゥー裁判で採ったような考え方のほうが良い。そして、おそらく内容の良し悪しではなく、手続き論だろうと思うんです。例えば、ご自分の授業内容に性的なものが含まれるのならば、今の時流から考えると、それを学生に告知しておく必要がある、などですね。不快に思った人はもうこれは止めてい

いと。別課題を与えるので、それをやってくれればいいというふうにしておくという方策が 考えられますね。特に教育の場では、剣道実技拒否事件というのが昔ありましたけれども。 ある宗教に入信している人が、剣道の実技授業には参加できないと申し出たところ、学校側 が単位を認定しなかった。これは学校側の対応が法的にはアウトだったわけですよ。別課題 を与えてくれればやると学生は言っていた。だからそれを与えてやればよかったんだと。そ の論理を当てはめると、別課題をオプションとして用意するという方法がある。特にオンデ マンド授業ならそれはやりやすいのではないかと思うんです。そういう手続き的な周到さ はあったほうが良い。特に美術系の大学教員としての心得として必要だと思います。ただ、 その過渡的な時期にあって、いきなり授業をストップ、そして懲戒免職、といったことを大 学が言い出せば、これはこれで同じ手続き的な問題としてアウトでしょう。 順序として、「こ ういう苦情が来たので次からは、そういう告知などのデュープロセスを踏んでください」と 言えば済むところで、 授業自体を止めてしまうようなことがあればこれは行き過ぎで、 教員 の職業遂行上の人格的な利益を塞いでしまったと思うんですよ。さらにそれを懲戒の対象 にするというのは、人格的利益にとどまらず、「本物の」不利益ですよね。告知や聴聞の機 会を設けて、学生への不快感を防ぐ方策を大学と教員でちゃんと協議して LRA 的なソフト ランディングはいくらでもできたという状況であるにもかかわらず、いきなり懲戒に行く ようなケースは、大学による嫌がらせ懲罰を疑いたくなります。あるいは、うがった見方に なるんだけれども、本当は大学も経営上整理解雇をしたかったということもありえます。そ こにたまたまちょうど地雷を踏んでしまった教員がいたので、ちょうどいいと言ってスパ ッと懲戒解雇にしてきた。もし仮にそういうケースに該当したら、これは大学経営者がやっ てはならないことで、懲戒解雇に必要なデュープロセスとして、告知聴聞の機会を設けるな ど、懲戒解雇を避けるためのソフトランディングの方策の協議を本当にしたかが問われる と思うんです。

亀石: たとえば大学の授業で、一人の学生が非常に不快感をもって授業を受けられなくなったとして、ではほかの生徒はどう思ったのだろうか、ということも、その講義が「環境型セクハラ」にあたるかどうかを考えるうえでは考慮しなくてはいけないのではないかな、と思ったのですが、どうなんでしょうか?

志田: ゾーニング的な発想になるんだけれども、大学の授業とか、美術館の展示室とか、普通の発想で行くと、「そういうものがありうるということを承知のうえでその場所に来たんだよね」ということになると思うんですよ。ただ、大学の場合には単位がかかっていて、自分にとってつらい内容であっても単位を取るためにはその科目を全部受講しなければならない。ゾーニング論の前提にある選択可能性や、イヤだと思ったら途中で降りる離脱の自由の観点から見たとき、「自分で選んで受講したんだよね」という話には開き直れない要素もあるんです。その状況で、その授業に全部付き合うのは不快だと思う人にとっては、環境型

セクハラであると言うこともできると思うんです。でも、それを回避するためにはいろいろな個別対応ができるわけで、もしここで教員が、不快だと申し出てきた学生も一律に全部受講しないと単位はあげませんと言い切ってしまったら、環境型セクハラという話になりうると思うんですね。でも、いやだという学生には別課題を出すなどのバイパスを作ってあげれば、個別対応によって不快だと思う人を救済したということで行けるんじゃないかと。この「いけるんじゃないか」の道を、授業をいきなり中断するなどして大学が塞いでしまったら、大学のほうに問題がある。

亀石:そうなると手続き論ですよね。

志田: 医学部で解剖実習を必ずやりますよね。解剖実習って、外の世界でもしやったら死体 損壊等罪という犯罪ですよね。でも、大学教育において絶対に必要だと認められているので、 大学の自治の一環として、また医療政策的にも特に認められた行為です。これ、つらいと感 じる学生さんも少なからずいるようなんですね。しかし、それでも通らねばならない道とい うことで、おそらく医学部における解剖実習をハラスメントとして訴えるということは当 面考えられない。今後はわからないですが。生の人間の遺体でやらなくてもシミュレーショ ンや人形でいいじゃないかと言われる時代が来るかもしれない。けれど、少なくとも今の段 階では、医学部での解剖実習は医療政策と教育政策と大学の自治の組み合わせで認めてい るわけですよね。これに対して、美術教育における人間の裸体の表象というのもどうしても 必要だと言えると思うんですが、これに比べると学生個人の選択に委ねられる。実際に、美 術大学には「美術解剖学 | という授業があって、ここでは裸の図とそれの皮をむいた筋肉の 図、骨格の図も見ていくわけですよね。これを見ていてつらい、不快だという学生がいたと しても、その授業自体がハラスメントだということではなくて、取りたくない学生は取らな くていい。結果として、見なかった人の人物画は、そういうものを見て学んだ人の作品に比 べて劣るかもしれないけれど、そこは自分で飲んでねと。そこは本人に任せているというと ころがありますね。現代美術の授業で、性表現の話まで行くかどうかということもそれに近 くて、おそらく今の現代美術でニューヨークで評価されているアーティストを理解するに はここまで前提として理解しなければだめだよということはあると思うんです。そこまで に付き合ったほうがもちろん現代アートの理解は深まるので、学生にとっては有益な授業 なんじゃないかと思うけれども、その有益さは私にはいりませんという学生は受けなくて もいい。一律に授業を環境型セクハラとは言わない。そういう筋で整理できるのではないか、 と。

荻野: 刑事法の先生からは、今後、ロースクールにも影響するのではないかという話も出ていましたね。性犯罪や暴力犯罪についての講義の在り方に論点が広がっていく可能性があると。特に性犯罪については、海外のロースクールで扱わないという判断をするところも出

始めている、と。

亀石:本当ですか!?えっー!

荻野:刑法の授業で性犯罪についての踏み込んだ講義はもうできなくなっているところが あると。だからちょっと驚いたんですよね。

亀石:それはセクハラになるから?

荻野:可能性があるからということでした。

志田:事例を聞くだけでつらいという学生もおそらくいるんでしょうね。私も憲法の授業で、一番日本で重大な最高裁判決の尊属殺重罰規定違憲判決の背景事情をどこまで解説していいかというのは一応悩むんですよ。家庭内近親相姦虐待をしていた父親をやむにやまれず殺害したという事例なので、そこまで話すべきかどうか。でもそこまで話さないと、この事例を考える意味がないと思うんです。私の場合、あなたたちは大人だからいいよねということで事案の内容まで話して、DV 防止法などの話につなげていくんですけど、将来的には話せなくなるかもなとチラッと思ったりしますね。

亀石: それはすごく問題だと思う。志田先生が言うように、その背景事情を知らなければ結 論の妥当性を判断できないと思うんですよね。

志田:やはり学問の世界で必要なことであれば、世間一般ではあまりに「エグい」話であっても、きちんと論じなければいけない。これは医学における解剖で人体を直視することと同じで、社会を診断するためには必要なことなんだということは言っていかなければいけないだろうなと思います。今の文脈で言うと法医学の授業なんかも成立しなくなる怖さがあります。例えば、裁判員になって遺体の写真などを画像で見せられて、トラウマになってしまったという事例とパラレルに、トラウマを引き起こすハラスメントであるということになっていってしまうとおそらく法科大学院でやっている法医学の授業って成り立たなくなってしまう。

亀石:裁判員裁判では、刺激証拠と言われるご遺体の写真であったりとか解剖した写真はできるだけ裁判員の目に触れさせないようになっていますね。過去にそういうものを見て PTSD になってしまった方が国を訴えたということがありましたので、刺激証拠の扱いが厳しくなっています。争いがなければ証拠として出さないという運用になっているし、争いがあってもイラストにするとか、刺激を和らげる代替的な方法でということになっていて、

検察官としては、かなり悩ましいと思うんですよね。その生々しさを見てもらわないといけないというところもあるし、解剖した写真の臓器の色が決定的に重要だったりするケースもある。いろんな面で、裁判所が裁判員に配慮しすぎだなとは感じています。刑罰を受けることになるかもしれない被告人の、そのプロセスを守るための刑事裁判なのに、裁判員のための裁判になってしまっているところがある。いろんなところでお気持ちに配慮するということが蔓延していて、それによって失われるものは大きいなと思いますね。

志田: アートの世界でも大学の世界でも、ハラスメントを野放しにしてきたところがあれば、 そこは体質改善をしなければならないけど、それが弱者の不快感に寄り添いましょうとい うところにストレートに舵きりをしてしまうと、それはそれで専門家養成のレベルが下が っていってしまう。そこには、理論できちんとフィルターをかけなければいけない、つまり、 本当に悪質なものは排除しなければいけないけど、排除すべきでないものが排除される流 れを止めるということは法律家が言わなければいけないことだと思うんですよね。おそら く、美術大学、または美術の授業を持っている大学は文化芸術政策が活発になり、クールジ ャパン政策もとられるようになったこの何年かで急に増えたんですよ。美術の専門家に授 業を担当してもらおうという大学が急に増えた一方で、「こんなはずではなかった、こうい うイメージとは違ったんだよな」ということになってしまった。 つまり、美術の授業と言え ばセザンヌとかゴッホとかが出てくるだろうと思っていたのに、イメージと違ったと面食 らっている経営者はたくさんいらっしゃると思う。ただ、面食らったから教員をクビにする のはだめで、芸術性を銘打って専門家を呼んだからには、「一般人から見て相当エグいとこ ろもありますよ | というのは覚悟をしなければいけないですよね。 だから予想外にエグいも のが出てきたから反射的に懲戒免職にするという流れになることは止めなければいけない と思いますね。

亀石:本当ですね。一方にはその授業を続けることの重要性や権利というものがあるのに、 そこに思いが至らない。本当に不幸なことだなと思いましたよね。

志田:もう一つは、場の萎縮という問題があると思います。ある新聞記者さんがこういう状況に「ことなかれ萎縮」という言葉をつけたんです。大学に限らず、公民館でもどこでも、一つでも苦情が来ると、もうそれで完全に萎縮してしまうことを指しています。「触らぬ神に祟りなし」でとりあえず萎縮して、企画中止などで終わらせてしまうというのは、その決定者にとっては萎縮なんだけれども、萎縮の結果表現がふさがれてしまう表現者にとっては、権力的な圧力になるわけですよね。そこが実感としては検閲と感じられるわけです。そういう萎縮は、実は悪意があるのではない。だからこそ「気の毒」なので問題が厄介とも言えます。そういった運営サイドの人たちに、自分たちが萎縮することが表現者たる市民や教員に対しては表現の自由・学問の自由への侵害になるということを意識したうえで、萎縮が

権利侵害になるとしたらそこで一度踏みとどまらなければならないと理解してもらう必要 がありますね。

亀石:そうですね。みんな萎縮してしまって、そこで戦う人がなかなかいない。

志田:ある科目を設置して、その科目のために人を雇ったとなればそこまでの覚悟を本来持っていただかなければならないということだと思うんですよね。ある自治体が「芸術祭」と銘打って芸術祭をやるからには、それなりの覚悟をしていただく必要があるのと同じで。ただ、これを前もって言ってしまうと、芸術系の科目設置や芸術祭の企画そのものが減ってしまうかもしれず、諸刃の剣なんですが…(苦笑)。

亀石:いちいち争っていくということが大事ですね。皆さんの活動 – うぐいすリボンさんや 志田先生、山口先生の発信 – は本当に大事であると思っていて、いちいち言っていかないと なし崩し的に規制されてしまうから、あらがわなければならない。すごく共感します。

志田: ありがとうございます。私のほうは亀石先生にそういう希望をすごく感じているんですけどね。実務家が戦うというのは一番大事なことなので。

最後に

荻野:ところで、亀石先生は、これからどちらの方向に進まれるのですか。やはり刑事弁護 の世界で戦っていかれるんですか、それとももう一度、立法のほうに挑戦を?

亀石:私、絶対に!立候補しないと思います。私は選挙に当選するために、自分の信念を曲 げることはできない。でも、政治家になるということは、そういうこともできないといけな いんだなと思ってしまいましたので(笑)。

私は自分自身が自由でいたいんですよね。自由に言いたいことを言いたいし、誰にもコントロールされたくないと思っている。政治家になったら、まるでそんな自由がなくなるような気がして。

政治家は、マジョリティの側にいるほうが支持されますもんね。「被害者」的な人に寄り添うほうが支持される。しかし、それは態度が一貫しているのかと思うことがよくあります。例えば政治家が何かの疑惑を持たれたときに、すぐ「逮捕しろ」「議員辞職しろ」というような話になるんだけれど、「まだ有罪かどうかわかんないだろ」みたいな。無罪推定の原則が急にどこかへいってしまう。やっぱり政治って「迎合する」という部分があると思うんです。それがやはり、私にはできないなと。

志田:マジョリティ・マイノリティという枠組みで言うと、マイノリティにも目配りができる「やさしさ」をアピールすることが、市民団体や政治政党にはかなり大事で、そのマイノリティの弱さに目配りができますよというアピールとしては何らかの被害者をシンボル的に立てるというのは非常に有効なんだろうと思うんです。さらに言えば、世の中には確かに少数だろうけれど、表現の自由に胡坐をかいて悪さをする人たちがいる。これは例えば、少年法の保護に胡坐をかいて悪さをする少年もいるだろうという同じレベルの話で、数は少ないはずだけれど、それがやり玉にあがると、少年法厳罰化と安易に接続されるのと同じで、表現の自由は野放しにできないということになってしまうんだと思うんです。野放しにできない事柄について考えようというところから、一足飛びにそれを否定する方向に行きやすくなる。そういうときに、そこで一度立ち止まって丁寧な議論をしましょうと言っていくことが私や亀石さんの役割なんだろうと思いますね。